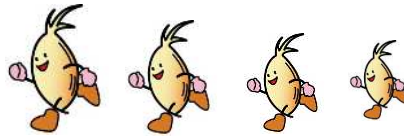


報道発表



団体名：東三河広域連合

担当者：消費生活課

課長補佐 夏目 智弘

問合せ先：0532-51-2553

件名：大手電話会社や契約中の電話会社を名乗る、光回線サービスやモバイルWi-Fiルーターの電話勧誘にご注意ください！

『H S N station 最近の相談※』

東三河広域連合では、域内8市町村に消費生活相談センター・相談室を設置し、国家資格を有した消費生活相談員が月～金曜日の9時～16時30分、様々な消費生活相談に応じています。

困ったときは、早めにお近くの消費生活センターまたは相談室にご相談ください。

【光回線サービスやモバイルWi-Fiルーターの電話勧誘販売トラブル】

事例1：契約中の電話会社を名乗り「アナログ回線が使えなくなるので光回線に切替えてもらっている。工事は無料で料金も今と変わらない。」と電話があり承諾した。契約書が届き確認したところ別会社と光回線の契約をしたと分かった。工事費もかかるし、覚えのないオプション契約もされている。やめたい。（70代・男性）

事例2：契約中の携帯電話会社を名乗り「この電話で格安プランへ移行できる。モバイルWi-Fiルーターも付いてくる。」と電話があり、その後、SMSで手続きリンクが届き、個人情報とクレジットカード番号を入力した。後日、モバイルWi-Fiルーターと契約書が届き、モバイルWi-Fiルーターは36回の分割払いで、3年の契約期間の途中で解約すると残債を一括で支払うよう書かれていた。聞いていない。（30代・男性）

【留意点と対策】

- ☛「電話が使えなくなる」「工事は不要または無料」「通信料が安くなる」とのセールストークに注意しましょう。

NTT西日本は「固定電話のIP網への移行に伴う局内設備の切替え」を完了しました。この切替えは固定電話契約者による手続き・宅内工事は不要で、現在使用中の電話機や電話番号はそのまま使用できます。

- ☛事業者名や代理店名などは必ず確認し、不要であれば、はっきり断りましょう。
電気通信事業法では、勧誘前に事業者名を告げること、契約前に料金やサービス内容等を説明し、重要事項説明書を交付すること、契約後に契約書面を交付することを義務付けています。また、事実でないことを告げることや勧誘を希望しない方に勧誘を続けることは禁止されています。

- ☛電話や訪問で勧誘を受けても、その場ですぐ契約することはやめましょう。
契約前に料金やサービス内容、オプション契約や違約金の有無などを十分確認し、現在の契約内容と比較のうえで慎重に検討しましょう。

- ☛困ったときは、早めに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。
契約してしまった場合でも、一定範囲の電気通信サービスにおいては電気通信事業法の「初期契約解除制度」により契約解除が可能です。また、電話勧誘販売や訪問販売で購入したモバイルWi-Fiルーター等の端末は、特定商取引法の「クーリング・オフ制度」で解除が可能です。いずれも、解除期間は契約書面受領日を初日とする8日間です。契約解除を希望する場合は、書面等で速やかに事業者へ通知しましょう。

※初期契約解除の場合、解除までに受けたサービス料金や施工済みの工事費、事務手数料等の実費は支払う必要があります（法令により上限額あり）。